

《みずほ証券の約款・規定集 新旧対照表》

(変更箇所は下線の部分です。)

みずほ証券の証券総合取引約款	
新	旧
<p>80. (発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届け出)</p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) 上記(1)の発行者に対する届け出の取り次ぎは、お客さまが新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、<u>次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>①総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知（以下下記105.において「総株主通知等」といいます。）</p> <p>②個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知</p> <p>③株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求（下記92.(2)に規定する書面交付請求をいいます。）</p>	<p>80. (発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届け出)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上記(1)の発行者に対する届け出の取り次ぎは、お客さまが新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、<u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知もしくは総受益者通知（以下下記105.において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>①②③（新設）</p>
<p>92. (個別株主通知等の取り扱い)</p> <p>(1) お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申し出（振替法第154条第4項の申し出をいいます。）の取り次ぎの請求をすることができます。</p> <p>(2) お客さまは、当社に対し、<u>当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。</u></p> <p>(3) 上記(2)の場合は、当社所定の手続料をいただく場合があります。</p>	<p>92. (個別株主通知の取り扱い)</p> <p>お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申し出（振替法第154条第4項の申し出をいいます。）の取り次ぎの請求をすることができます。</p> <p>(2)(3)（新設）</p>
<p>付則</p> <p>この改正は、2022年9月12日から施行します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>付則</p> <p>この改正は、2022年7月19日から施行します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>